

学識経験を有する者の意見を聴く措置について(案)

平成18年11月6日

中国圏プレ広域地方計画協議会 決定

中国圏プレ広域地方計画協議会は、国土形成計画法(昭和25年法律第205号)第10条第5項の規定に基づき中国圏の広域地方計画に関して協議を行う際において学識経験を有する者の意見を聴くために、中国圏広域地方計画学識者会議を置くものとする。

平成18年11月6日

中国圏広域地方計画学識者会議(仮称)の考え方(案)

中国圏プレ広域地方計画協議会事務局

国土交通省中国地方整備局

中国運輸局

【目的】

中国圏広域地方計画学識者会議は、中国圏広域地方計画協議会が、広域地方計画に関する協議を行うに際して、専門的な見地からの意見を聞くために設置するものです。

【任期】

学識者会議委員の任期は、広域地方計画の策定作業が完了する平成20年中頃までを当面の任期と想定しています。

また、計画策定後についても会議は継続して設置される予定です。(運営要綱上では、任期2年とし、再任を認めるよう記述する予定。)

【組織構成】

学識者会議に、座長及び座長代理を置き、会議の議長役をお願いすることになります。

学識者会議の委員は、別紙記載の各位に依頼しているところです。

学識者会議の、事務局は国土交通省中国地方整備局、中国運輸局で担当することになります。

参考

学識者会議の開催時期については、協議会における広域地方計画検討の進捗状況が影響する関係で、現時点では具体的な予定を示すことができませんが、平成18年度は、設立会合を含め年度内2回程度の開催を見込んでいます。平成19年度以降については、今後の作業の進捗に応じできるだけ早い段階で確定する予定です。

